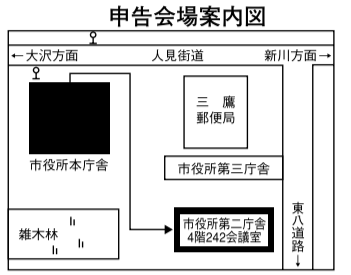


市民税・都民税の申告はお済みですか

受付は3月17日(月)まで 市役所・各市政窓口で



年中の収入が確認できる書類(源泉徴収票)・領収書(国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、損害保険料、医療費など)平成14年中に支払ったもの

【申告が必要な方】

△平成15年1月1日現在、三鷹市に住んでいる方で、①14年中に所得のあった方(年金収入、所得税で分離課税を選択した配当所得を含む)、②14年中に所得のなかった方

で、市内に居住する人の扶養親族になっていない方

△三鷹市内に居住はしていないが、市内に事務所・事業所・家屋敷がある方

なお、①所得税の確定申告をする方、②勤務先から給与支払報告書が提出されている

確定申告はお済みですか

所得税の確定申告期間は3月17日(月)まで

消費税・地方消費税の申告期限は3月31日(月)まで

申告期限が近づきますと大変込み合います。早期の提出をお願いします。

土・日曜日、祝日は窓口業務を行っておりませんので、申告書を提出される方は、郵送または時間外文書受付受箱(税務署正門わきに設置)をご利用ください。

◆消費税・地方消費税の申告が必要な方 ①平成12年分の課税売上高が3千万円を超える個人事業者、②「消費税課税事業者選択届出書」を提出された個人事業者

◆確定申告書の提出は郵送でもできます

確定申告書を郵送する方は

申告期限が近づきますと大変込み合います。早期の提出をお願いします。

土・日曜日、祝日は窓口業務を行っておりませんので、申告書を提出される方は、郵送または時間外文書受付受箱(税務署正門わきに設置)をご利用ください。

◆消費税・地方消費税の申告が必要な方 ①平成12年分の課税売上高が3千万円を超える個人事業者、②「消費税課税事業者選択届出書」を提出された個人事業者

◆確定申告書の提出は郵送でもできます

確定申告書を郵送する方は

国保だよりの4月から国民健康保険証が変わります

新しい保険証を郵送

現在使用している国民健康保険証は、3月31日で有効期限が切れ、4月1日から新しい保険証になります。

新保険証の有効期間は4月1日～平成17年9月30日。3月20日(木)に郵便で発送しますので、4月1日以降の診察には、必ず新しい保険証を使用してください。

新保険証は、一般用はうぐいす色(現行桜色)、退職者用は藤色(現行水色)です。

※保険税を滞納している方は、有効期限の短い短期保険証になる場合があります。

なお、自宅の建て替えや長期入院などで、郵便物の転送をされている方は、3月14日

国民健康保険税の休日納税相談窓口を開設

3月15日(土)・16日(日)・22日(土)・23日(日)

平成14年度分やそれ以前の国民健康保険税に未納のある方で、仕事などの事情で休日(土・日)にしか相談・納付ができない方は、この機会をぜひご利用ください。

◆窓口 3月15日(土)・16日(日) 22日(土)・23日(日) 午前9時～午後5時、保険課窓口(市役所1階⑨番窓口)で

↓保険課 ☎内線2391

国民健康保険の届出

こんなとき	届出に必要なもの
三鷹市に世帯の一員として転入してきたとき	転入届、保険証
世帯の一員が職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、保険証
世帯の一員が職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でない理由の証明書、保険証
子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳、世帯主の銀行口座
外国人が世帯の一員として転入してきたとき	外国人登録証明書、パスポート、保険証
三鷹市から転出するとき	保険証、転出届
職場の健康保険にはいつたとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付のときは、加入したことを証明するもの)
職場の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、保険証、会葬礼状(喪主が確認できるもの)、喪主の銀行口座
国保の被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証、外国人登録証明書
外国人で三鷹市から転出するとき	保険証、年金証書
退職者医療制度の対象になったとき	保険証、年金証書
その他 氏名・住所・世帯主・世帯の構成などに変更があったとき	保険証

方、③三鷹市内に居住している人の扶養親族になっている方は、市民税・都民税の申告は必要ありません。

※申告をしないと課税証明書が交付できません。

↓市民税課 ☎内線2342

↓武蔵野税務署個人課税部門 ☎2347

軽自動車、オートバイ、原動機付自転車

4月1日は、軽自動車税の賦課期日です。三鷹市に転入した方、お持ちの軽自動車、オートバイ、原動機付自転車などの住所変更がお済みでない方、または、人から軽自動車などを譲り受けた方は、必ずこの日までに「登録届」を出しましょう。

◆原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車 市民税課(市役所2階⑨番窓口)へ次のものを持参し、申請してください。

◆転入の方 廃車証明書・印鑑

◆譲渡の方 廃車証明書・譲渡証明書・印鑑

◆オートバイ(125cc超) 多

国民健康保険に加入する方は、保険未加入期間がある場合、前年の資格喪失日までさかのぼって保険税を納付いただくこととなりますので、ご注意ください。

↓保険課 ☎内線2383

国民健康保険について、別表のような異動があったときは、保険課または各市政窓口へ14日以内に届け出てください。

◆加入・脱退・変更の届出は14日以内に

国民健康保険について、別表のような異動があったときは、保険課または各市政窓口へ14日以内に届け出てください。

年金だよりの「国民年金基金」を「存じますか」

国民年金基金は、将来より充実した年金が受けられるよう、国民年金に上乗せした給付を行う制度です。

加入できるのは、自営業者など国民年金の保険料を納めている第1号被保険者の方のみで、農業基金加入者や、国民年金の任意加入者、免除認定者などは申し込みできません。

国民年金基金には、都道府県ごとの地域型と、職種ごとの職能型があります。

くわしくは東京都国民年金基金 ☎03-5285-8800

※市役所、社会保険事務所では扱っていません。

忘れていませんか? 国民健康保険税

平成14年度国民健康保険税の最終納期(2月28日)が過ぎています。

納税が遅れると医療費の支払いに支障をきたします。でも、一度確認してください。

納税通知書が見当たらない方、納付の確認ができない方、納税に関する相談(分割納付など)をご希望の方は、保険課 ☎内線2391へ。

◆納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。①納税通知書、②預金通帳の届出印、③預金通帳を持参し、保険課(市役所1階⑨番窓口)、各市政窓口、指定金融機関、郵便局へお申し込みください。

年金だよりの「国民年金基金」を「存じますか」

国民年金基金は、将来より充実した年金が受けられるよう、国民年金に上乗せした給付を行う制度です。

加入できるのは、自営業者など国民年金の保険料を納めている第1号被保険者の方のみで、農業基金加入者や、国民年金の任意加入者、免除認定者などは申し込みできません。

国民年金基金には、都道府県ごとの地域型と、職種ごとの職能型があります。

くわしくは東京都国民年金基金 ☎03-5285-8800

※市役所、社会保険事務所では扱っていません。

縦覧制度が変わります

平成15年度から固定資産税の縦覧制度が変わります。

新しい制度は、従来の課税台帳の縦覧から固定資産価格を記載した帳簿を見るものになり、納税者が自分の固定資産価格を市内のほかのものと比較できるようにします。

なお、納税義務者本人の課税台帳登録事項は、これまで

へ問い合わせください。

◆軽自動車、オートバイ、原動機付自転車などが壊れた・不要になった・人に譲った・市外に転出したなどの場合は、3月31日までに「廃車届」を出さないと税金がかかります。くわしくは、市民税課 ☎内線2355へ。

固定資産税の縦覧制度が変わります

平成15年度から固定資産税の縦覧制度が変わります。

新しい制度は、従来の課税台帳の縦覧から固定資産価格を記載した帳簿を見るものになり、納税者が自分の固定資産価格を市内のほかのものと比較できるようにします。

なお、納税義務者本人の課税台帳登録事項は、これまで

◆原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車 市民税課(市役所2階⑨番窓口)へ次のものを持参し、申請してください。

◆転入の方 廃車証明書・印鑑

◆譲渡の方 廃車証明書・譲渡証明書・印鑑

◆オートバイ(125cc超) 多

国民健康保険に加入する方は、保険未加入期間がある場合、前年の資格喪失日までさかのぼって保険税を納付いただくこととなりますので、ご注意ください。

↓保険課 ☎内線2383

国民健康保険について、別表のような異動があったときは、保険課または各市政窓口へ14日以内に届け出てください。

年金だよりの「国民年金基金」を「存じますか」

国民年金基金は、将来より充実した年金が受けられるよう、国民年金に上乗せした給付を行う制度です。

加入できるのは、自営業者など国民年金の保険料を納めている第1号被保険者の方のみで、農業基金加入者や、国民年金の任意加入者、免除認定者などは申し込みできません。

国民年金基金には、都道府県ごとの地域型と、職種ごとの職能型があります。

くわしくは東京都国民年金基金 ☎03-5285-8800

※市役所、社会保険事務所では扱っていません。

忘れていませんか? 国民健康保険税

平成14年度国民健康保険税の最終納期(2月28日)が過ぎています。

納税が遅れると医療費の支払いに支障をきたします。でも、一度確認してください。

納税通知書が見当たらない方、納付の確認ができない方、納税に関する相談(分割納付など)をご希望の方は、保険課 ☎内線2391へ。

◆納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。①納税通知書、②預金通帳の届出印、③預金通帳を持参し、保険課(市役所1階⑨番窓口)、各市政窓口、指定金融機関、郵便局へお申し込みください。

年金だよりの「国民年金基金」を「存じますか」

国民年金基金は、将来より充実した年金が受けられるよう、国民年金に上乗せした給付を行う制度です。

加入できるのは、自営業者など国民年金の保険料を納めている第1号被保険者の方のみで、農業基金加入者や、国民年金の任意加入者、免除認定者などは申し込みできません。

国民年金基金には、都道府県ごとの地域型と、職種ごとの職能型があります。

くわしくは東京都国民年金基金 ☎03-5285-8800

※市役所、社会保険事務所では扱っていません。

縦覧制度が変わります

平成15年度から固定資産税の縦覧制度が変わります。

新しい制度は、従来の課税台帳の縦覧から固定資産価格を記載した帳簿を見るものになり、納税者が自分の固定資産価格を市内のほかのものと比較できるようにします。

なお、納税義務者本人の課税台帳登録事項は、これまで

へ問い合わせください。

◆軽自動車、オートバイ、原動機付自転車などが壊れた・不要になった・人に譲った・市外に転出したなどの場合は、3月31日までに「廃車届」を出さないと税金がかかります。くわしくは、市民税課 ☎内線2355へ。

固定資産税の縦覧制度が変わります

平成15年度から固定資産税の縦覧制度が変わります。

新しい制度は、従来の課税台帳の縦覧から固定資産価格を記載した帳簿を見るものになり、納税者が自分の固定資産価格を市内のほかのものと比較できるようにします。

なお、納税義務者本人の課税台帳登録事項は、これまで

◆原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車 市民税課(市役所2階⑨番窓口)へ次のものを持参し、申請してください。

◆転入の方 廃車証明書・印鑑

◆譲渡の方 廃車証明書・譲渡証明書・印鑑

◆オートバイ(125cc超) 多

国民健康保険に加入する方は、保険未加入期間がある場合、前年の資格喪失日までさかのぼって保険税を納付いただくこととなりますので、ご注意ください。

↓保険課 ☎内線2383

国民健康保険について、別表のような異動があったときは、保険課または各市政窓口へ14日以内に届け出てください。

年金だよりの「国民年金基金」を「存じますか」

国民年金基金は、将来より充実した年金が受けられるよう、国民年金に上乗せした給付を行う制度です。

加入できるのは、自営業者など国民年金の保険料を納めている第1号被保険者の方のみで、農業基金加入者や、国民年金の任意加入者、免除認定者などは申し込みできません。

国民年金基金には、都道府県ごとの地域型と、職種ごとの職能型があります。

くわしくは東京都国民年金基金 ☎03-5285-8800

※市役所、社会保険事務所では扱っていません。

忘れていませんか? 国民健康保険税

平成14年度国民健康保険税の最終納期(2月28日)が過ぎています。

納税が遅れると医療費の支払いに支障をきたします。でも、一度確認してください。

納税通知書が見当たらない方、納付の確認ができない方、納税に関する相談(分割納付など)をご希望の方は、保険課 ☎内線2391へ。

◆納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。①納税通知書、②預金通帳の届出印、③預金通帳を持参し、保険課(市役所1階⑨番窓口)、各市政窓口、指定金融機関、郵便局へお申し込みください。

年金だよりの「国民年金基金」を「存じますか」

国民年金基金は、将来より充実した年金が受けられるよう、国民年金に上乗せした給付を行う制度です。

加入できるのは、自営業者など国民年金の保険料を納めている第1号被保険者の方のみで、農業基金加入者や、国民年金の任意加入者、免除認定者などは申し込みできません。

国民年金基金には、都道府県ごとの地域型と、職種ごとの職能型があります。

くわしくは東京都国民年金基金 ☎03-5285-8800

※市役所、社会保険事務所では扱っていません。

縦覧制度が変わります

平成15年度から固定資産税の縦覧制度が変わります。

新しい制度は、従来の課税台帳の縦覧から固定資産価格を記載した帳簿を見るものになり、納税者が自分の固定資産価格を市内のほかのものと比較できるようにします。

なお、納税義務者本人の課税台帳登録事項は、これまで

へ問い合わせください。

◆軽自動車、オートバイ、原動機付自転車などが壊れた・不要になった・人に譲った・市外に転出したなどの場合は、3月31日までに「廃車届」を出さないと税金がかかります。くわしくは、市民税課 ☎内線2355へ。

固定資産税の縦覧制度が変わります

平成15年度から固定資産税の縦覧制度が変わります。

新しい制度は、従来の課税台帳の縦覧から固定資産価格を記載した帳簿を見るものになり、納税者が自分の固定資産価格を市内のほかのものと比較できるようにします。

なお、納税義務者本人の課税台帳登録事項は、これまで

◆原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車 市民税課(市役所2階⑨番窓口)へ次のものを持参し、申請してください。

◆転入の方 廃車証明書・印鑑

◆譲渡の方 廃車証明書・譲渡証明書・印鑑

◆オートバイ(125cc超) 多

国民健康保険に加入する方は、保険未加入期間がある場合、前年の資格喪失日までさかのぼって保険税を納付いただくこととなりますので、ご注意ください。

↓保険課 ☎内線2383

国民健康保険について、別表のような異動があったときは、保険課または各市政窓口へ14日以内に届け出てください。

年金だよりの「国民年金基金」を「存じますか」

国民年金基金は、将来より充実した年金が受けられるよう、国民年金に上乗せした給付を行う制度です。

加入できるのは、自営業者など国民年金の保険料を納めている第1号被保険者の方のみで、農業基金加入者や、国民年金の任意加入者、免除認定者などは申し込みできません。

国民年金基金には、都道府県ごとの地域型と、職種ごとの職能型があります。

くわしくは東京都国民年金基金 ☎03-5285-8800

※市役所、社会保険事務所では扱っていません。

忘れていませんか? 国民健康保険税

平成14年度国民健康保険税の最終納期(2月28日)が過ぎています。

納税が遅れると医療費の支払いに支障をきたします。でも、一度確認してください。

納税通知書が見当たらない方、納付の確認ができない方、納税に関する相談(分割納付など)をご希望の方は、保険課 ☎内線2391へ。

◆納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。①納税通知書、②預金通帳の届出印、③預金通帳を持参し、保険課(市役所1階⑨番窓口)、各市政窓口、指定金融機関、郵便局へお申し込みください。

年金だよりの「国民年金基金」を「存じますか」

国民年金基金は、将来より充実した年金が受けられるよう、国民年金に上乗せした給付を行う制度です。

加入できるのは、自営業者など国民年金の保険料を納めている第1号被保険者の方のみで、農業基金加入者や、国民年金の任意加入者、免除認定者などは申し込みできません。

国民年金基金には、都道府県ごとの地域型と、職種ごとの職能型があります。

くわしくは東京都国民年金基金 ☎03-5285-8800

※市役所、社会保険事務所では扱っていません。

縦覧制度が変わります

平成15年度から固定資産税の縦覧制度が変わります。

新しい制度は、従来の課税台帳の縦覧から固定資産価格を記載した帳簿を見るものになり、納税者が自分の固定資産価格を市内のほかのものと比較できるようにします。

なお、納税義務者本人の課税台帳登録事項は、これまで

税の申告・納付が必要です。

特定非営利活動促進法(NPO法)によって新たに法人格を取得した団体も同様の手続きが必要ですが、収益事業を行っていない場合は法人市民税の減免申請をすることができます。

くわしくは市民税課 ☎内線2355へ。

固定資産税の縦覧制度が変わります

平成15年度から固定資産税の縦覧制度が変わります。

新しい制度は、従来の課税台帳の縦覧から固定資産価格を記載した帳簿を見るものになり、納税者が自分の固定資産価格を市内のほかのものと比較できるようにします。

なお、納税義務者本人の課税台帳登録事項は、これまで

◆原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車 市民税課(市役所2階⑨番窓口)へ次のものを持参し、申請してください。

◆転入の方 廃車証明書・印鑑

◆譲渡の方 廃車証明書・譲渡証明書・印鑑

◆オートバイ(125cc超) 多

国民健康保険に加入する方は、保険未加入期間がある場合、前年の資格喪失日までさかのぼって保険税を納付いただくこととなりますので、ご注意ください。

↓保険課 ☎内線2383

国民健康保険について、別表のような異動があったときは、保険課または各市政窓口へ14日以内に届け出てください。

年金だよりの「国民年金基金」を「存じますか」

国民年金基金は、将来より充実した年金が受けられるよう、国民年金に上乗せした給付を行う制度です。

加入できるのは、自営業者など国民年金の保険料を納めている第1号被保険者の方のみで、農業基金加入者や、国民年金の任意加入者、免除認定者などは申し込みできません。

国民年金基金には、都道府県ごとの地域型と、職種ごとの職能型があります。

くわしくは東京都国民年金基金 ☎03-5285-8800

※市役所、社会保険事務所では扱っていません。

忘れていませんか? 国民健康保険税

平成14年度国民健康保険税の最終納期(2月28日)が過ぎています。

納税が遅れると医療費の支払いに支障をきたします。でも、一度確認してください。

納税通知書が見当たらない方、納付の確認ができない方、納税に関する相談(分割納付など)をご希望の方は、保険課 ☎内線2391へ。

◆納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。①納税通知書、②預金通帳の届出印、③預金通帳を持参し、保険課(市役所1階⑨番窓口)、各市政窓口、指定金融機関、郵便局へお申し込みください。

年金だよりの「国民年金基金」を「存じますか」

国民年金基金は、将来より充実した年金が受けられるよう、国民年金に上乗せした給付を行う制度です。

加入できるのは、自営業者など国民年金の保険料を納めている第1号被保険者の方のみで、農業基金加入者や、国民年金の任意加入者、免除認定者などは申し込みできません。

国民年金基金には、都道府県ごとの地域型と、職種ごとの職能型があります。

くわしくは東京都国民年金基金 ☎03-5285-8800

※市役所、社会保険事務所では扱っていません。

縦覧制度が変わります

平成15年度から固定資産税の縦覧制度が変わります。

新しい制度は、従来の課税台帳の縦覧から固定資産価格を記載した帳簿を見るものになり、納税者が自分の固定資産価格を市内のほかのものと比較できるようにします。

なお、納税義務者本人の課税台帳登録事項は、これまで

郵便による不在者投票ができる方

身体障害者手帳をお持ちの方	戦傷病者手帳をお持ちの方
両下肢 移動機能 1級または2級	両下肢 特別項症～第2項症
心臓 直腸 ぼうこう 呼吸器 1級または3級	心臓 直腸 ぼうこう 呼吸器 特別項症～第2項症

※いずれの場合も、本人が三鷹市の選挙人名簿に登録されていて、本人および候補者の氏名を自分自身で書ける方